

令和元年11月1日より

## 「奈良労働局雇用保険電子申請事務センター」 を設置し電子申請の事務処理を実施します。

奈良県内の各ハローワークで行っている、雇用保険被保険者関係（取得届、喪失届、離職票交付等）及び雇用保険継続給付関係（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）の電子申請手続きの事務処理の迅速化・効率化を図るため、令和元年11月1日から雇用保険電子申請の事務処理（申請受理から審査・決定まで）を奈良労働局雇用保険電子申請事務センターで集中化して行います。（裏面参照）

### 【ご注意ください】

1. 電子申請の提出先は、これまでどおり管轄ハローワークになります。  
（電子申請画面（基本情報画面）での提出先は、管轄ハローワークを選択してください。）
2. 取得届において「喪失未処理」・「6ヶ月以上経過した遡及確認」・「変更・訂正」、離職票の補正等の場合は、今までどおり管轄のハローワークが対応いたします。
3. 事務集中化に伴い、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。

（例）「定年退職の方の被保険者資格喪失確認」手続き・・・定年規定部分の就業規則（写）の添付

【注意！】上記に係る部分、その他、記載内容の誤り等、不備がある場合は、原則「修正指示」における書類の再提出をお願いすることがあります。

### 電子申請とは

インターネットを用いて雇用保険の各種手続きを行うことであり、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口【e-Gov】を通じて行うことです。

「詳細はこちら」



電子政府の総合窓口【e-Gov】のホームページ <https://www.e-gov.go.jp/>

ハローワークへ書類持参のうえ雇用保険手続きを行うこととは異なりますので、ご注意ください。

【電子申請のメリット】 ○365日、24時間いつでも申請OK ○チェック機能があるので事前の記入ミスも防止

○自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請可能 ○時間やコストの節減

★奈良労働局雇用保険電子申請事務センター★

〒630-8113

奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階302号

☎ 0742-81-3866

FAX 0742-81-3867

開庁日・時間：平日8:30～17:15（土日祝祭日、年末年始を除く）



奈良労働局

公共職業安定所（ハローワーク）

# 雇用保険電子申請手続きのお問い合わせ先

●電子申請手続き対象業務によりお問い合わせ先が異なります。ご注意ください●

手 続 名		対象業務・お問い合わせ先	
		電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する 手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する 手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし・あり、期間等証明書)	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険被保険者氏名変更届	○	
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請(事務センターで交付した離職票のみ)	○	
	個人番号登録・変更届	○	
雇用継続給付に関する 手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢再就職給付金)の申請	○	
	雇用保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請	○	
	雇用保険介護休業給付(介護休業給付金)の申請	○	
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書(育児・介護)の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	

※直前に雇用されていた事業所からの離職手続きが遅れ、取得届が処理できない場合や6か月以上遡って取得・喪失届が提出された場合、離職票の訂正・補正等の手続きについては従来どおり管轄ハローワークが取り扱います。  
 ※労働者の方が行う求職者給付関係、就職促進給付関係及び教育訓練給付関係の手続については、管轄のハローワークへお問い合わせください。

## (その他、電子申請についてよくあるご質問)

- Q すでに電子申請で手続き終了したもののうち、申請内容に誤りがあった場合はどうすればいいですか？
- A e-Govの電子申請システムでは雇用保険に関する「訂正手続き」ができませんので、管轄のハローワークが「訂正の手続き」に対応することとなりますので管轄ハローワークへご連絡ください。
- Q 送信した電子申請を取下げたい場合はどうすればいいですか？
- A 審査終了になるまでの間であれば、e-Govの電子申請システムで取下げが可能です。申請取下げの方法については、e-Govの電子申請システムの状況確認画面から行ってください。
- Q 電子申請に必要な添付書類を添付し忘れたり、記載漏れ、管轄のハローワークを誤って申請した場合はどうすればいいですか？
- A 電話等で簡単に補正できるものを除いて、原則として「修正指示」により理由を付した上で返戻することとなります。その場合は、再度届け出ていただくこととなります。添付漏れには十分にご注意ください。